

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市（以下「市」という。）の市有施設に対する太陽光発電設備の導入を推進し、市における脱炭素の取組を推進するため、予算の範囲内において市有施設脱炭素化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の制定について（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号環境事務次官通知）別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」（以下「再エネ推進交付金要綱」という。）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電設備」とは、太陽光電池モジュール、パワーコンディショナ、架台、その他の付属機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市とのリース契約の方式により市有施設に太陽光発電設備を導入する事業を行う事業者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県その他団体等から補助金を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費の総額から控除するものとする。
- 3 補助金の額は、前2項の規定による補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に規則第4条に規定する収支予算書及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象経費の額が確認できる書類（見積書等）の写し
- (3) 太陽光発電設備に関する次のアからオまでに掲げる書類

- ア 仕様書
- イ 設計図面（全体の仕様が分かる書類）
- ウ 機器配置図
- エ システム系統図
- オ 単線結線図

- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定通知）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿を整備の上、第11条第1項に定める期間保存すること。
- (2) 規則第20条の規定により市長の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の1月末日のいずれか早い日までに鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に規則第14条第1項に規定する収支精算書及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 施工前、施工中、施工完了時の写真
- (3) 補助対象経費の支払額が確認できる書類の写し（領収書等）
- (4) 事業に係る契約の証拠書類（契約書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）に振込口座を照合できるものを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、精算払により交付する。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、事業によって取得し、又は効用の増加した太陽光発電設備（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、やむを得ず廃棄し、又は担保に供する（以下「処分等」という。）ときは、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金財産処分等承認申請書（別記第6号様式。以下「処分等承認申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により取得財産を処分等する場合は、事後に処分等承認申請書を提出することができるものとする。

2 前項の規定により取得財産の処分等を制限する期間は、耐用年数に相当する期間（取得財産の稼働を開始した日から起算して17年経過する日までをいう。以下同じ。）とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、取得財産の処分等を承認すべきと認めたときは、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金財産処分等承認通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知する。

4 前項の審査における承認に関する基準は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じるものとする。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類（以下「帳簿等」という。）を整理し、前条第2項に規定する期間を経過するまで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
太陽光発電設備の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1
設置工事に要する経費	

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所 在 地

代表者氏名

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付申請書

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（規則第 2 号様式）
- (3) 補助対象経費の額が確認できる書類（見積書等）の写し
- (4) 太陽光発電設備に関する次のアからオまでに掲げる書類
 - ア 仕様書
 - イ 設計図面（全体の仕様が分かる書類）
 - ウ 機器配置図
 - エ システム系統図
 - オ 単線結線図
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 事業概要

（施設の名称）

(1) 設備の概要			
	太陽光発電設備	公称最大出力合計	k W
		型式（メーカー）	
(2) 年間発電電力量		k W h	

（施設の名称）

(1) 設備の概要			
	太陽光発電設備	公称最大出力合計	k W
		型式（メーカー）	
(2) 年間発電電力量		k W h	

2 経費内訳

（単位：円）

区 分	総事業費	補助事業 に要する （要し た）経費 （ A ）	他団体等 からの 補助金 （ B ）	負 担 区 分 （ A － B ）		備 考
				自己資金	市補助金 （※1,000円 未満切捨て）	
合 計						

注 国、県その他団体等からの補助金を受ける場合は、「他団体等からの補助金」欄にその補助金の額を記載してください。

3 事業完了（予定）年月日

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所在地

代表者氏名

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業を実施したので、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（規則第2号様式）
- (3) 施工前、施工中、施工完了時の写真
- (4) 補助対象経費の支払額が確認できる書類の写し（領収書等）
- (5) 事業に係る契約の証拠書類（契約書等）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所在地

代表者氏名

仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定通知のあった鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金について、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 第 号）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

注 上記3の額から上記2の額を控除した額とし、その額が1円に満たない場合は、0円とする。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所 在 地

代表者氏名

印

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に基づく鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	支店 支所 出張所					
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

注 申請者名義の口座に限る。

口座情報を照合できる通帳の写し等を添付すること。

第 6 号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所 在 地

代表者氏名

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金により取得した財産について財産処分の承認を受けたいので、鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

補助金交付確定通知書の 日付及び文書番号	年 月 日付け 第 号
処 分 予 定 財 産	太陽光発電設備（附属設備一式を含む。）
処 分 の 方 法 （該当する□に✓を付すこと。）	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 廃棄 ☐ 担保 ☐ その他（ ）
処 分 予 定 年 月 日	年 月 日
処 分 の 理 由	

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市市有施設脱炭素化推進事業補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産処分の申請については、下記のとおり承認します。

記

1 処分対象財産

2 処分の方法

3 承認の条件

処分が完了した場合は、速やかに処分の完了を証する書類の写し及び売却金額等が分かる書類の写しを提出すること。